

1. 対象となる奨学金

- (ア) 東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞（以下「グローバル萩奨学金」という。）
- (イ) 日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）に基づく奨学金（以下「JASSO 奨学金」という。）

2. 対象者

本学の大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき留学する者で、以下の条件を満たす者とする。

(ア) グローバル萩奨学金

グローバル萩奨学金受賞候補者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 本学に所属する学部学生及び大学院学生（外国人留学生を除く）
- ② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき派遣する者で、派遣期間の開始日が、2019年1月1日から2019年6月30日までの者。派遣期間は3ヶ月以上1年以内。ただし、共同教育プログラム（ダブルディグリープログラム）による派遣の場合は、1年以上派遣する者も対象とする。

※東北大学自然科学系短期共同研究留学生派遣プログラム（COLABS）セメスター型参加者のうち、大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書等に基づき派遣する者については、推薦を可とする。なお、国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）の採用者又は同制度とグローバル萩奨学金を併願予定の者については、推薦を不可とする。

- ③ 所定の方法で算出される成績評価係数が2.8以上の者（計算方法は別紙「成績表係数算出表〔G 萩用〕」を参照）

(イ) JASSO 奨学金

JASSO 奨学金受給候補者は、派遣期間の開始日が2019年3月31日までの本学の正規学生で以下に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、COLABS申請者（申請予定の者を含む）については、COLABS申請時に別途 COLABS 参加者用の奨学金手続きを行うため、本募集の対象外とする。

- ① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
※定住者は含めない。

※二重国籍者においても、①を満たす者は含める。

- ② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき3ヶ月以上1年内の期間派遣する者
- ③ 学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、JASSO が定める方法で求められる平成29年度の成績評価係数が2.3点以上（3.0点満点）である者

※上記により求めた成績評価係数が2.00以上2.30未満の場合、各部局において成績評価係数が2.30相当以上と認める場合は、以下4-（ウ）に記載された②及び③を併せて提出

することにより JASSO 奨学金受給候補者としての推薦を可能とする。

※ 1年生や編入学生等で、前年度の成績が選考時までに判明しない場合、あるいは上記「成績評価係数」への換算ができない場合であっても、学生の所属部局において、総合的に学業成績を判断し、成績評価係数 2.30 相当以上と認め、JASSO 奨学金候補者として適当であるとする場合は、推薦することが可能です。

その際は、学生の所属部局において客観的な学業成績の判断基準を用い、派遣学生の学業成績を総合的に判断の上、相当すると評価される成績評価係数を算出してください。人物像や熱意といった学業成績と異なるものにより、学業成績を判断することはできません。また、プログラムの参加資格があることをもって本制度の学業成績の要件に該当すると判断することや、特定の科目（語学等）の成績のみを用いて学業成績を判断することはできません。なお、判断に使用した派遣学生の学業成績及び相当すると評価される成績評価係数について、「成績評価係数確認書」（様式 M）に記録してください。

〔学業成績の判断基準の例〕

- ◆ 入学試験の成績が○人中上位○位迄について、成績評価係数2.30相当以上とみなす
(入試の「合否」を基準とすることは認められない)

④ 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者

日本学生支援機構が実施する平成 30 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者から優先的に支援の対象となります。合致を判定する際は、別添の「家計基準適格性判定表（平成 30 年度第二種奨学金在学採用）」をご活用ください。なお、家計基準の目安は以下のホームページで公表されています。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/index.html>

また、奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合は、各部局において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も支援の対象となります。

⑤ 派遣先大学等の所在国・地域への留学に必要な査証を確実に取得し得る者

⑥ 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者

※プログラム途中に卒業・修了する者は、要件を満たさない。

※プログラム途中に大学学部を卒業し、引き続き大学院に入学する者は、要件を満たさない。

⑦ 派遣先大学等への留学にあたり、他団体等（本学及び派遣先大学等を含む）から留学のための奨学金（渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金等は含まれない。）を受ける場合、その奨学金の支給月額の合計額が JASSO 奨学金による支給額を超えない者

3. 奨学金額

(ア) グローバル萩奨学金

● 準備金

渡航のために必要な一時金として支給する。

留学先地域	金額（上限）
欧州地域、オセアニア地域	30 万円
北米地域	20 万円

アジア地域	15万円
中近東地域	15万円
その他の地域	その都度定める額

- 月額奨学生

留学期間中月額 6~10 万円（留学地域による）を支給する（別表 1 参照）。ただし、日本に帰国している期間等は支給しない。

(イ) JASSO 奨学金

- 渡航支援金

渡航等に必要な費用を支援することを目的とし、16 万円を支給する。

※一定の家計基準を満たした場合に支給されます。家計基準及び注意事項等について、
「日本学生支援機構平成 30 年度海外留学支援制度（協定派遣）に基づく奨学生支給に係る学内手続きガイドライン〔事務担当者向け〕」（以下、「ガイドライン」という。）により必ず各部局ご担当者様がご確認ください。

【ガイドライン保存場所】

グループウェア>ファイルライブラリ>各種奨学生支給手続き>H30_JASSO 様式.zip>
別紙 1_H30JASSO 奨学生学内ガイド 20180409.pdf

- 月額奨学生

留学期間中月額 6~10 万円（留学地域による）を支給する。（別表 1 参照）

4. 推薦手順

下記書類一式を留学生課に提出すること。

(ア) グローバル奨学生・JASSO 奨学金共通

- ① 奨学生候補者データ（エクセル） 教務係で作成
- ② 海外留学支援制度（協定派遣）による奨学生受給に係る申立書 --- 所定様式
- ③ 平成 30 年度海外留学支援制度（協定派遣）成績評価確認書（様式 M） 教務係で作成
※グローバル奨受賞者の毎月の奨学生を JASSO 奨学金から支給する場合があるため②及び③を共通提出書類とする。ただし、COLABS セメスター型に参加する学生がグローバル奨学生に応募する場合は、本募集においては②及び③の提出は不要とし、COLABS セメスター型参加にかかる手続きにおいて提出すること。

(イ) グローバル奨学生

- ① 東北大学基金グローバル奨海外留学奨励賞申請書 --- 所定様式
- ② 成績証明書

※ 学部生の場合は平成 29 年度の成績が記載されているもの、大学院生の場合は平成 28 年度及び平成 29 年度の成績が記載されているものを提出すること。また、本学以外の大学等の成績証明書を提出する場合は、当該校の成績評価基準（例えば、80 点以上を A とする等）を示す書類も併せて提出すること。

- ③ 語学能力証明書（写）
- ④ 留学先大学からの受入許可書
※未取得の場合は、取得次第必ず速やかに提出すること
- ⑤ 派遣留学生候補者調書（写）
※作成していない場合は、別添「留学計画書」を提出すること。
※「派遣留学生候補者調書」、「留学計画書」のいずれを提出する場合においても、必ず全てのページを提出すること（1ページ目のみの提出は不可）。
- ⑥ 東北大学基金グローバル奨海外留学奨励賞推薦書…~~所定様式~~、指導教員に記入をお願いします。
- ⑦ 本留学に対し他の奨学金を受給する場合は、金額がわかるもの（写し）

（ウ）JASSO 奨学金

- ① 成績証明書（平成 29 年度の成績が記載されているもの）
※グローバル奨学金に併願する場合は提出不要。
- ② 海外留学支援制度（協定派遣）推薦書（様式 L-1）~~教員係で作成~~
- ③ 自己推薦書（協定派遣学生用）（様式 L-2）
※②、③は、平成 29 年度の成績評価係数が 2.00 以上 2.30 未満の者を推薦する場合のみ提出。なお、②、③ともに「自己推薦書 No.」は記入不要。

なお、渡航支援金を申請する学生については、上記各書類に加えて、ガイドライン p.8 の「所得証明書類一覧」表の「対象」に応じた証明書類をご提出ください。事前に必ず学生が家計基準を満たすかをご確認いただき、渡航支援金の受給資格がある学生のみ書類をご提出ください。

5. 申請書類等提出

【提出方法】

提出方法	データを伝達フロー 回答機能により提出	書類を学内便により提出
提出書類・データ等	・奨学金候補者データ ・平成 30 年度海外留学支援制度（協定派遣）成績評価確認書（様式 M）	左記以外全て
提出方法		

【提出期限】平成 30 年 10 月 17 日（水）平成 30 年 10 月 5 日（金）正午

【提出先】教育・学生支援部留学生課海外留学係 国際文化研究科 教師係
学内便：川 B-7

6. 奨学金候補者データ作成上の注意

- （ア）成績評価係数は成績評価係数計算表（JASSO 用及び G 奨用）を利用し計算すること。学部学生については、平成 29 年度の成績のみを計算対象とすること。大学院学生については、グローバル奨学金は平成 28 年度及び平成 29 年度の成績を対象とし、JASSO 奖学金は平成 29 年度の成績のみを対象とすること。平成 30 年度の成績は計算に含めないこと。

- (イ) ドロップダウンリストがあるセルについては、リストから回答を選択すること。
- (ウ) 留学予定期間については、留学先大学における授業履修、研究、試験等の期間に基づいて入力すること（オリエンテーションや、セメスター開始前の語学コース等の期間は含まない）。
- (エ) 「派遣先学校（高等教育機関）英語名称」欄については、以下の入力規則に従うこと。
- 全てアルファベットの大文字で入力すること
 - 「UNIVERSITY」は「U」と入力すること（例）クイーンズ大学の場合、QUEEN'S UNIVERSITYではなく QUEEN'S Uと入力すること
 - 略称、通称名は使わず、正式名称で入力すること（例）デンマーク工科大学の場合、DTUではなく TECHNICAL U OF DENMARKと入力すること

7. 留意事項

- (ア) グローバル奨学金の募集等に関する詳細については、「平成 30 年度第 2 回「東北大学基金グローバル海外留学奨励賞」募集案内」をご参照ください。推薦する候補者が、受賞決定後に留学を取りやめる等の変更が生じないよう修学環境の把握に努めるとともに、派遣先機関との調整にご留意ください。
- (イ) グローバル奨学金の受賞者であっても、毎月の奨学金は JASSO 奨学金から支給される場合があります。
- (ウ) 学生の成績評価係数について、各部局ご担当者様において必ず一度はご検算ください。なお、「認」や「合」等の評価の科目は、算定対象に含みませんのでご注意ください。
- (エ) 他大学が発行する成績証明書を提出する場合で、成績証明書に各単位の取得年度が記載されていない場合、平成 29 年度に取得した単位を示す文書等を添付してください（大学院学生については平成 29 年度分も同様）。また、当該大学等における成績評価方法（例 AA:90 点～100 点、A:80 点～89 点、B:70 点～79 点、C:60 点～69 点）が成績証明書中に記載されていない場合は、これがわかる文書等を添付してください。
- (オ) 同一学生の他の JASSO 奨学金プログラム（例：部局が独自に申請し採択された JASSO 奨学金プログラム、重点政策枠により配分された奨学金枠等）への登録と本 JASSO 奨学金への申請が重複することのないよう留意してください。
- (カ) COLABS 派遣プログラム参加者については、COLABS の学内選考を以って JASSO 奨学金の支給可否を判断しているため、JASSO 奨学金に関しては、本募集に改めて応募する必要はありません。ただし、COLABS セメスター型の参加学生で、大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書等に基づき派遣する者については、グローバル奨学金への応募が可能です。
- (キ) 他の奨学金との併願及び併給については、以下の表のとおり取扱います。なお、民間団体奨学金同士の併願及び併給の取扱いについては、当該奨学金の募集通知時に別途お知らせします。

	JASSO 奨学金	グローバル奨学金	民間団体奨学金※1
JASSO 奨学金		併願：可能。 併給：準備金はグローバル奨学金から受給する。月額奨学金は原則として JASSO 奨学金から受給する。	併願：一部の者を除き可能※2 併給：民間団体奨学金のみを受給する。
グローバル奨 学金	併願：可能。 併給：準備金はグローバル奨学金から受給する。月額奨学金は原則として JASSO 奨学金から受給する。		併願：一部の者を除き可能※2 併給：民間団体奨学金のみを受給する。※3
民間団体 奨学金※1	併願：一部の者を除き可能※2 併給：民間団体奨学金のみを受給する。	併願：一部の者を除き可能※2 併給：民間団体奨学金のみを受給する。※3	

※1 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN～日本代表プログラムを含む。

※2 JASSO 奨学金及びグローバル奨学金の応募時において既に民間団体奨学金に採用されている学生については、JASSO 奨学金及びグローバル奨学金への応募を不可とする。

※3 グローバル奨学金と公益財団法人業務スーパー・ジャパンドリーム財団奨学金（以下、「業務スーパー奨学金」という。）の両方に採用された場合、準備金はグローバル奨学金から、月額奨学金は業務スーパー奨学金から受給することを可能とする。

別表 1

派遣地域による奨学金月額

地区	地域名・都市名	地区	地域名・都市名
指定都市 奨学金 月額 100,000 円	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方 奨学金 月額 70,000 円	【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金 月額 80,000 円	・北米 ・欧州 ・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウイーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金 月額 60,000 円	・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティー リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。

平成30年度第2回「東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞」募集案内

1. 趣旨： 東北大学または本学各部局と学生の相互交流を締結している海外の大学に留学する最も優秀な学生に賞を授与することにより、国際的な人材の輩出及び教育の国際化の促進に資する。
2. 対象：
 - ① 本学に所属する学部生及び大学院生（外国人留学生を除く）
 - ② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する協定に基づき派遣される者で、下記の各号をすべて満たす者
 - ・ 派遣期間の開始日が、2019年1月1日から2019年6月30日まで
 - ・ 派遣期間は3ヵ月以上1年以内。
ただし、共同教育プログラム（ダブルディグリープログラム）による派遣の場合は、1年以上の者も対象とする。
 - ③ 学業成績が優秀な者
 - ④ 本学の国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）と併願していない者
3. 申請手続： 所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて、所属部局の教務担当係に提出する。受賞決定後、留学取りやめや変更が生じないよう修学環境の把握に努めるとともに、派遣先機関との調整に留意すること。
4. 奨励金： 以下の準備金と奨学金を奨励金として受賞者に支給する。なお、留学に際する他の民間団体による奨学金との併給は、原則として認めない。
 - (1) 準備金 渡航のために必要な一時金として支給する。

留学先地域	金額（上限）
欧州地域、オセアニア地域	30万円
北米地域	20万円
アジア地域	15万円
中近東地域	15万円
その他の地域	その都度定める額
 - (2) 奨学金 留学する地域により、別紙のとおり月額6～10万円の範囲で支給する。
ただし、日本に帰国している期間等は支給しない。
5. 選考方法： 申請書類に基づき、選考する。
6. その他： 以下の場合、受賞の決定を取り消し、奨励金を返納させることがある。
 - 一 受賞を辞退したとき。
 - 二 留学中に退学したとき。
 - 三 留学中に停学等の処分を受けたとき。
 - 四 その他受賞者として適当でないと認められたとき。